

八 國際協力・交流の推進

(一) 國際協力イニシアティブ

教育普及、地域・産業振興、感染症対策、環境改善、法整備等、開発途上国が抱える幅広い開発課題の解決に向け、

先進各国には知的な国際貢献が求められている。文部科学省では、平成一八年二月から「国際教育協力懇談会」を開催し、大学を中心とした教育関係者の国際開発協力への参画のあり方等について議論を重ね、同年八月に報告「大学発 知的ODA～知的国際貢献に向けて～」をとりまとめた。

本報告を受け、文部科学省は、我が国の大学が有する教

育研究機能を活用した組織的な国際協力活動の推進や、NGOを含めた教育関係者が参画する国際協力活動の支援をするため、平成一九年度においては「国際協力イニシアティブ」として一億八三〇〇万円の予算を計上した。具体的な施策は以下の通りである。

①国際開発協力に役立つ大学の援助リソース（研究成果

など）に関する情報の収集及び援助機関等と大学双方の関係者が情報共有・情報交換できる場の提供と、我が国の教育経験のオープンソース化などを通じた関係者間の情報共有の推進。

②我が国の大が有する特色や経験がよりよく活かされる息の長い人的・組織的連携関係を構築するための、大学やJICA等の援助機関、外務省等の行政機関、NGO等からなる知的ネットワークの構築（例えば、防災、感染症、環境、農業開発等の分野や課題に関する有識者を中心とするネットワークの構築）。

③我が国において有用性が判明している大学の援助リソースを、新たに国際協力に活用可能にするための改善・実証等に必要な資金の提供。

これらの取組を通して、我が国のODAに関する一層の質的向上および大学の個性化・活性化の推進に貢献することを目指している。

(一) 外国人の生活環境適応加速プログラム

我が国に在留する外国人は、近年増加の一途を辿り、その数は一〇〇万人に達している。

このような状況に対応するため、文部科学省は、平成一九年度より、我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような住民サービスを享受することができるよう、以下の取組からなる「外国人の生活環境適応加速プログラム」を実施する予定である。その内容は、①外国人児童生徒の母国政府との情報交換及び教育分野での協力促進を図るための協議会の開催、②外国人を対象とした日本語教室の設置や指導者を対象とした研修、研究開発、ハンドブックの作成等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、③外国人の不就学の子どもに対する就学促進や外国人児童生徒等の学校への受入体制の整備等を行う帰国・外国人児童生徒受け入れ促進事業、④学習活動に日本語で参加するための力の育成を図ることを目的として開発されたJSLカリキュラムを活用した指導方法の普及・充実を図るJSLカリキュラム実践支援事業からなる。

(二) 「青年海外協力隊『現職教員特別参加制度』」

小・中・高校等の現職教員の青年海外協力隊への参加を

ムページを参照 (<http://www.jica.go.jp>)。

(四) 紛争終結後の国の教育復興支援

我が国は、戦後、教育を國づくりの基本として復興の道を歩んできた歴史的経緯を有している。教育分野の復興支援は、教育が国のはじめであることに鑑み、相手国とのニーズを十分に踏まえつつ、我が国の経験を活かした協力を行っている。

例えば、文部科学省では、アフガニスタンにおける鳴門教育大学の教師教育強化プロジェクトや東京大学の医学教育プロジェクト等各大学の国際教育協力への取組を支援している。

(五) 二国間交流の推進

教育の交流については、文化協定等に基づき、二国間交流を推進している。

例えば、日米間においては、昭和二六年に発足した「日米教育交流計画（フルブライト計画）」により運営により、平成一八年度現在、約九五〇〇名の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われている。また、平成八年の日米両国首脳間の合意（「日米国民交流」）の推進のための包括的取組の一環として、文部科学省は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献す

る観点から、平成一三年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設された。

この制度では、文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考で技術試験が免除され、また、派遣期間を四月から翌々年三月までの二年間（通常二年三ヶ月）とするなど、現職教員の参加を促進するための措置が講じられている。

現職教員は、指導案の作成、教材開発、各種技術指導等、子どもに密着した実践的な教育経験や能力を有しており、我が国の教育経験を活かした協力を進めていくための重要な人的資源である。これらの教員が開発途上国において国際教育協力に従事することによって、コミュニケーション・異文化理解の能力を高め、国際化のための素養を児童・生徒に広めるなど、帰国後に自身の経験を教育現場に還元し、将来の国際教育協力分野の人材の裾野を広げるのみならず、国際理解教育等の分野で、我が国の教育の質を高めることにつながることが期待される。

これまでに「現職教員特別参加制度」によって、制度創設以来の五年間で三五三名の現職教員が派遣され、さまざまな国で活躍している。

平成一九年度春募集の詳細については、JICAのホームページを参照して下さい。

て、その翌年より、文部科学省の拠出による日米教育委員会を実施主体とした「フルブライト・メモリアルプログラム」を、地方公共団体（教育委員会）の協力のもと推進している。この事業により、米国の中・小・中・高等学校教員等（約四〇〇人）を我が国に招へいし、滞在期間中、我が国の教育、社会に関する紹介、学校訪問、文化体験等を行うことにより、米国における対日理解や日米の学校間交流促進に貢献している。

また、初等中等教育レベルの教職員の招へい及び学者・専門家交流を柱とする「新世紀国際教育交流プロジェクト」を平成一四年度より実施し、諸外国との国際交流の促進を図っている。

特に、中国及び韓国からは初等中等教育教員三〇〇名を招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活・文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、日本教員との交流や家庭訪問を通じて、相互理解と将来にわたる友好関係を深めている。

(六) 国際機関を通じた協力

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献す

特集・平成19年度高等教育行政の展望

ることを目的とする国連専門機関である。

我が国は、学生・教員等の交流事業への協力、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の教育分野への協力、国際的な共同研究や学際的なプロジェクトへの参加、世界遺産をはじめとする文化遺産の保存協力等、ユネスコの諸事業に信託基金の拠出や専門家の派遣等を通じて積極的に参加している。

特に教育分野では、平成一七年一月から開始され、ユネスコが主導機関に指名されている「国連持続可能な開発のための教育（E S D）の一〇年」の国際的な実施に当たり、本一〇年の提唱国である我が国として貢献するために信託基金を拠出し、教材開発やコミュニティ・学校レベルの活動等を支援している。また、日本ユネスコ国内委員会では、E S Dの一〇年を更に推進するための方策について検討を行っている。

我が国におけるユネスコ活動は「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、国、都道府県等地方公共団体（教育委員会）、民間の連携により推進されている。このような状況の中、教育委員会に対しては、学校教育や地域、家庭等生涯学習の場においても、各地域のユネスコ協会等との連携を取りながら、ユネスコ活動の更なる推進のための取組が

強く期待されている。

O E C D （経済協力開発機構）では、P I S A （生徒の学習到達度調査）をはじめ、各種の比較分析及び調査・研究等の教育事業活動が行われており、日本からも参加・協力をを行っているところである。

P I S A 調査は、各国の一五歳児（我が国では高等学校一年生。）を対象に、「読解力」、「数学的リテラシー」、「科学的リテラシー」を主要三分野として、義務教育終了段階の一五歳児が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを調べるための、国際的な学習到達度調査である。調査は平成一二年から三年ごとに行われてきており、平成一五年の「数学的リテラシー」を中心とした調査結果が平成一六年末に発表され、結果概要については文部科学省のホームページでも公表している。

平成一八年六～七月には、第三サイクルとして、「科学的リテラシー」を中心とする調査が行われ、平成一九年一二月に調査結果が公表される予定となっている。

この他に、国連大学及び国連大学高等研究所の事業に対する支援・協力、A P E C （アジア・太平洋経済協力）の教育・科学分野での調査・研究事業への参加・協力等を行っている。